

平成23年第5回玉名市農業委員会総会議事録

平成23年5月31日（火）午後2時 玉名市福祉センターB会議室
に招集した。

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番	寺田 誠一	2番	東 令佐	3番	西川 英文	4番	三原 一男
6番	永田 知博	7番	島村 隆雄	10番	坂西 孝之	11番	嶋田 清人
12番	本田多美子	13番	丸山 近信	14番	田尻 敏夫	15番	西木 美津子
16番	河野 征史	17番	取本 一則	18番	栗田 稔	19番	田上 一
20番	原口 邦弘	23番	木村 勝	24番	吉田 道子	25番	柴原 豊
26番	松下 善伸	27番	杉本 征子	28番	松村 毅一	29番	小澤 一成
30番	中尾 新一	31番	塚本眞由美	32番	田中 正司	33番	岡本 大助
34番	早高 義徳	35番	平野 和昭	36番	藤川 賢一	37番	石本 和成
38番	小田 募						

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである

5番	星野 泉	8番	坂本 正治	9番	奥村 隆一	21番	堀本 義寛
22番	小路 修三						

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0 名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長	永井 正治	次長	西村 則義	係長	立川 芳美	主任	宮田 正文
主任	清田 静香						

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0 名

議 題

- 第26号 農地の所有権移転許可申請について（3条許可分）
- 第27号 農地の賃借権設定許可申請について（3条許可分）
- 第28号 農地の使用貸借権設定許可申請について（3条許可分）
- 第29号 事業計画変更承認申請について（5条許可後）
- 第30号 農地の転用許可申請について（4条許可分）
- 第31号 農地の転用許可申請について（5条許可分）
- 第32号 農用地利用集積計画の決定について

報 告

第13号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）

第14号 農地の形状変更届について

第15号 許可不要転用届について

1. 開 会

○事務局長（永井正治君） 皆さんこんにちは。定刻前でございますけれども、お揃いですので、開会したいと思います。

現在の出席委員は38名のうち、奥村委員、星野委員、堀本委員、坂本委員、小路員井、5名の方から欠席の届けが出ております。33名のご出席でございますので、玉名市農業委員会会議規則第6条の規定により、会議は成立しております。

ただいまから、平成23年第5回の玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（永井正治君） まず、寺田会長よりご挨拶をいただきまして、引き続き会議規則第4条により議長をお願いし進行をしていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○会長（寺田誠一君） 皆様こんにちは。本日はどうもお忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

来月になりましたら、また例年どおり農繁期が控えておりまして、皆様方には何かと大変御苦労があるかと思ひますけど、どうか一生懸命頑張ってくださいと思います。

なお、今年の気象は、今までにないような寒さ、あるいはやっと温くなりますと、朝夕は冷え、農作物にも異変が起こっておるようでございます。非常にこのへんの自然を相手にする農業といたしましては、これらのコントロールを調整するのも何かと大変だろうと思ひますけど、どうか皆さん方、いろんな技術を駆使しながら、今年も精一杯頑張ってくださいと思います。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○会長（寺田誠一君） それでは、議事に入りたいと思ひます。本日の議案は、議第26号より議第32号までの158件と報告20件が提案されております。慎重なる審議をよろしくお願ひします。

本日の議事録署名委員は、13番丸山委員と12番本田委員にお願ひいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（寺田誠一君） それでは、議事に入ります。議第26号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第26号について、ご説明いたします。

議案の1ページをお願ひいたします。

議第26号、農地の所有権移転許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものとする。

平成23年5月31日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1番、玉名の申請人で、申請物件が玉名の田73㎡を、労力不足と規模拡大による売買です。

2番、三ツ川の申請人で、申請物件が三ツ川の畑987㎡を、経営縮小と規模拡大による売買です。

3番、三ツ川と伊倉北方の申請人で、申請物件が三ツ川の畑411㎡を、経営縮小と規模拡大による売買です。

4番、三ツ川の申請人で、申請物件が三ツ川の畑105㎡を、経営縮小と規模拡大による売買です。

5番、築地の申請人で、申請物件が築地の畑1,172㎡を、子への譲渡するものです。

6番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田271㎡を交換するもので、相手の物件は4月、5条転用申請済みの物件でございます。

7番、熊本市と天水町の申請人で、申請物件が天水町の田691㎡他計2筆1,652㎡を農業廃止と規模拡大による売買です。

次のページをお願いします。

8番、熊本市と天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑694㎡を、農業廃止と規模拡大による売買です。

以上8件、5,365㎡をご提案申し上げております。

農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし、申請内容を審査しました。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件のすべてを満たしているものと判断しましたのでご提案いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（寺田誠一君） 説明が終わりました。受付番号1番より順次、担当委員の説明をお願いいたします。

1番、お願いいたします。

○15番（西木美津子君） 譲渡人の労力不足で、譲受人の横に譲渡人の田がありますので、それを譲ってもらったそうです。許可相当と判断いたしました。

以上です。

○議長（寺田誠一君） はい、次2番、4番は、担当委員の関連がございますので、続けて説明をお願いいたします。

○16番（河野征史君） 受人の方は、規模拡大としてかなり増やしておられます。何も問題ないと判断いたしました。

4番の方も規模拡大として、近所の近くの方ですので、何も問題ない、許可相当と判断いたしました。

○議長（寺田誠一君） はい、ただいま、2番、4番、続けて説明をいただきました。次、3番、お願いします。

○10番（坂西孝之君） 411㎡ですけれども、隣りに山を持っておられまして、手入れに行くということで、面積は小さくても大丈夫だと思われまして。許可相当だと思われまして。

○議長（寺田誠一君） 順序が逆になりましたけど、今、2、3、4、一応説明をいただきました。

次、5番、お願いいたします。

○3番（西川英文君） 譲渡人と譲受人は親子の関係です。以前、総会で説明しましたけれども、これで最後の土地だろうと思いますが、子どもさんへの譲渡ということで、許可相当と判断いたしました。

○議長（寺田誠一君） はい、次6番、お願いいたします。

○28番（松村毅一君） この物件は、以前の物件の交換でございます。現在、田んぼでございまして、この面積を許可することによりまして、四角い田んぼになるわけでございます。何も問題はないと思っておりますので、許可相当と判断いたしました。

以上です。

○議長（寺田誠一君） はい、次7番、お願いいたします。

○32番（田中正司君） 7番と8番が、譲渡人が一緒でございます。木村さんはですね、今、熊本市に住んでおられまして、農業をしておられます。今まで貸しておられた土地をですね、今度は農業の廃止ということで、譲受人に渡されるわけでございます。譲受人は農地を増やすということでございます。何も問題ないと思っております。

○議長（寺田誠一君） はい、ただいま7番、8番の説明が終わりました。担当委員のすべての委員から説明がございましたので、この他にご意見、ご質問ございませんか。

（なしの声）

○議長（寺田誠一君） ないようでございますので、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（寺田誠一君） はい、異議がないものと認め、議第26号は許可することに決

定をいたします。

続きまして、議第27号、農地法第3条、農地の賃貸借権設定許可申請について説明をお願いいたします。

○事務局長（永井正治君） 議第27号、農地の賃貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の賃貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成23年5月31日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1番、津留の申請人で、申請物件が津留の田1,209㎡を、労力不足と規模拡大により、平成23年6月1日から5年間の契約をするものとする。

2番、津留の申請人で、申請物件が津留の田973㎡を、労力不足と規模拡大により、平成23年6月1日から5年間の契約をするものです。

3番、横島町の申請人で、申請物件が大浜町の田1,323㎡を、労力不足と規模拡大により、平成23年6月1日から5年間の契約をするものです。

次のページをお願いします。

4番、東京都と岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田1,037㎡他計2筆2,131㎡を、ここに労力不足と書いてありますけれども、耕作不能と相手方の要望により、平成23年6月1日から10年間の契約をするものです。

5番、滑石の申請人で、申請物件が滑石の田1,069㎡他計3筆3,170㎡を、労力不足と相手方の要望により、平成23年6月1日から10年間の契約をするものです。

6番、熊本市と横島町の申請人で、申請物件が横島町の田502㎡を、労力不足と相手方の要望により、平成23年6月27日から5年間の契約をするものです。

7番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田578㎡を、労力不足と相手方の要望により、平成23年6月11日から10年間の契約をするものです。

8番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の田4,390㎡を、相手方の要望と規模拡大により、平成23年6月1日から10年間の契約をするものです。

9番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の田1,718㎡他計2筆2,702㎡を、相手方の要望と規模拡大により、平成23年7月1日から10年間の契約をするものです。

10番、北坂門田の申請人で、申請物件が北坂門田の畑817㎡他計3筆1,507㎡を、労力不足と相手方の要望により、平成23年6月27日から10年間の契約をするものです。

11番、大倉の申請人で、申請物件が大倉の畑644㎡他計6筆8,542㎡を、相手方の要望と新規就農により、平成23年6月1日から5年間の契約をするものです。

次のページをお願いします。

1 2 番、下の申請人で、申請物件が下の田 3, 5 3 6 m²を、労力不足と相手方の要望により、平成 2 3 年 6 月 2 7 日から 5 年間の契約をするものです。

以上、1 2 件、3 万 5 6 3 m²をご提案申し上げております。

農地法第 3 条第 2 項各号の禁止規定に照らし、申請内容を審査しました。取得後、すべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題ないこと、下限面積要件を超えていることから許可要件のすべてを満たしていると判断しましたのでご提案いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（寺田誠一君） はい、ただいま説明が終わりました。受付番号 1 番より順次、担当委員の説明をお願いいたします。

1 番、2 番、関連がございますので、続けてご説明をお願いいたします。

○1 3 番（丸山近信君） 1 番、2 番ともにですね、借人は規模拡大、貸人はもう労力不足ということですね、許可相当と判断します。

以上です。

○議長（寺田誠一君） はい、次 3 番、お願いします。

○2 5 番（柴原 豊君） 貸人は労力不足、借人は規模拡大ということで、何ら問題なく許可相当と判断いたしました。

○議長（寺田誠一君） はい、次 4 番、お願いします。

○1 9 番（田上一君） 貸人の方は東京にお住まいです。耕作不足で、借人の方は現在、岱明で農業をやっておられるので、何ら心配はないと思いますので、よろしく願いします。

○議長（寺田誠一君） はい、次 5 番、お願いします。

○4 番（三原一男君） 労力不足と、相手方の要望で、契約期間が 1 0 年で、許可相当と思います。ご審議をよろしくお願いします。

○議長（寺田誠一君） はい、次 6 番、お願いします。

○3 0 番（中尾新一君） 貸人は勤め人で労力不足でございまして、借人も勤め人でございしますが、親御さんが農業をされているので、許可相当と判断いたしました。

○議長（寺田誠一君） はい、次 7 番、お願いします。

○2 5 番（柴原 豊君） 貸人は労力不足と、借人の相手方の要望ということで、何ら問題なく許可相当と判断いたしました。

○議長（寺田誠一君） はい、次 8 番、お願いします。

○3 4 番（早高義徳君） 相手方の要望と規模拡大で、1 0 年間の設定でございまして、何ら問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

○議長（寺田誠一君） はい。次、9 番、お願いします。

○37番（石本和成君） 相手方の要望と規模拡大ということで、許可相当と判断いたしました。

○議長（寺田誠一君） はい、次10番、お願いします。

○12番（本田多美子君） 10番、11番、続けて説明させていただきます。

10番は、これは借人が以前は認定農業者で、基盤強化法でしていた契約だったんですが、今回、認定農業者から外れたための3条契約で、許可相当と判断いたします。

11番は、51歳で新規就農で、とても興味深い案件なんですが、借人の方が、まず貸人はですね、ぶどう農家の専業農家だったんですが、ご主人が亡くなられて、もうどうにも手が付けられなくて、ぶどうの木を切ってしまうわけて、もうその後はちょっと耕作放棄地状態の土地なんですよ。そこをもう見かねてというか、近所に貸家で住まわれている借人の方がどうしてもしたいと、自然をそのまま残したいという、とても熱い情熱でですね、農業的にも自分は農家の長女として生まれたということで、小さい頃から農業もある程度興味があったということで、いずれはNPO法人なんか立ち上げて、もう自然農法で頑張っていきたいという熱い気持ちを語られました。何を作られますかと聞いたら、ハーブのとても農薬なんか使わずとも栽培できるものをしてほしいということで、許可相当と判断いたしました。

○議長（寺田誠一君） はい、次12番、お願いします。

○13番（丸山近信君） 貸人が労力不足、借人が相手方の要望で耕作するもので、許可相当と判断します。

以上です。

○議長（寺田誠一君） はい、すべて説明が終わりました。それでは、この27号の案件につきまして、ほかにご質問、ご意見ございませんか。

○6番（永田知博君） 10番について、ちょっとお尋ねしますけれども、1反半ばかりで、全体で2,000円というのは、これは2万円じゃなくて、2,000円で本当ですかね。

○12番（本田多美子君） はい、本当です。うちあたりですね、畑はそのくらいなんですよ、すみません。

○6番（永田知博君） わかりました。

○12番（本田多美子君） 何もできなはらんけん、もうお願いしますという形ですね、頼まれてます。

○議長（寺田誠一君） 他にございませんか。

○17番（取本一則君） 11番のですね、金川さんという人は、どこから来られて、それと家族は何人ぐらいでしょうか。

- 12番(本田多美子君) 11番の借人の方ですね。大体、出身は鹿児島だそうです。でも、ご主人と2人で、今、2人暮らしということで、ご主人はもうもちろん経済的にあれだから、仕事はやめられないけど、日曜でプランターなんかと一緒に農業をするということでされてますけど。
- 17番(取本一則君) 頼りがあって、こっちに来られとつとですかね。
- 12番(本田多美子君) この貸人さんのアパートではないんですよ。同じ名前なんですけど、アパートは違うアパートで、ほんの近くに住んでおられます。それで、しょっちゅうその畑の状態を見ておられてたんですよ。今なら、私たちも現地を見ましたけど、もうトラクターでサアッとすれば、もうすぐ農地にできるような状態でした。とても良いことだと思っておりますので。
- 17番(取本一則君) 貸人とですね、何か昔から好意にしている人なんですか。
- 12番(本田多美子君) いや、全然違います。
- 17番(取本一則君) 誰か紹介したっですか、この人に、地元の。
- 12番(本田多美子君) いや、紹介はされてないです。何しろ近所だったものですから、たまたま近所に貸家で住まわれてて。
- 11番(嶋田清人君) ボーリングしよんなはる西村さん知っとんなはるですか。あの人ちょっと中に入ってから、それでそれは申請するとよかるということで申請されたわけです。なんさま、意欲のある人手ですね、今ならちょうど間に合うばいたということで、あら1年もほったらかすなら、もう大事せなんもんなということ。
- 議長(寺田誠一君) はい。他にご意見ございませんか。
(なしの声)
- 議長(寺田誠一君) ないようですので、採決に移ります。
農地法第3条、農地の賃貸借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。
(全員 挙手)
- 議長(寺田誠一君) ありがとうございます。
異議がないものと認め、議第27号は許可することに決定をいたします。
続きまして、議第28号、農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局長(永井正治君) 議第28号、農地の使用貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の使用貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成23年5月31日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。
1番、大倉と横島町の申請人で、申請物件が横島町の田738㎡を、労力不足と

相手方の要望により、平成23年6月27日から5年間の契約をするものです。

2番、滑石の申請人で、申請物件が小浜の田1,198㎡他計8筆1万828㎡を、農業者年金受給により、平成23年6月27日から10年間再設定を行うものです。

次のページをお願いします。

3番、小浜の申請人で、申請物件が小浜の田1,808㎡他計7筆6,384㎡を、農業者年金受給により、平成23年6月27日から10年間再設定を行うものです。

4番、中坂門田の申請人で、申請物件が三ツ川の畑3,228㎡他計3筆4,979㎡を、農業者年金受給により、平成23年6月27日から10年間再設定を行うものです。

5番、横田の申請人で、申請物件が伊倉北方の畑2,312㎡他計18筆2万843㎡を、農業者年金受給により、平成23年6月27日から10年間再設定を行うものです。

次のページをお願いします。

6番、箱谷と熊本市の申請人で、申請物件が青木の田348㎡他計18筆1万4,330㎡を、農業者年金受給により、平成23年6月27日から10年間再設定を行うものです。

7番、横田の申請人で、申請物件が横田の畑190㎡他計5筆8,815㎡を、農業者年金受給により、平成23年6月27日から10年間再設定を行うものです。

以上7件、6万6,917㎡をご提案申し上げております。

農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし、申請内容を審査しました。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしましたので、ご提案いたしました。よろしくご審議をお願いします。

○議長（寺田誠一君） はい、ただいま事務局からの説明が終わりました。受付番号1番より順次、担当委員の説明をお願いいたします。

1番、お願いします。

○26番（松下善伸君） 貸人の労力不足と相手方の要望ということですが、借人が認定農業者でないために、農地法3条での変更で許可相当と判断いたします。

○議長（寺田誠一君） はい、次2番、お願いします。

○4番（三原一男君） 2番と3番を説明いたします。

農業者年金受給のための再設定でございます、2番も3番も。許可相当と思います。

以上です。

○議長（寺田誠一君） ただいま、2番、3番の説明を一括して終わりました。

次、4番、お願いいたします。

○12番（本田多美子君） これも農業者年金受給のための再設定で、許可相当と判断いたしました。

○議長（寺田誠一君） はい、次5番、お願いいたします。

○10番（坂西孝之君） 5番、7番、続けてようございますか。

○議長（寺田誠一君） はい、どうぞ。

○10番（坂西孝之君） 5番も7番も親子関係でございまして、農業者年金受給のための再設定ということで、何ら問題なく許可相当と思われまます。

○議長（寺田誠一君） はい、次6番、お願いいたします。

○32番（田中正司君） 農業者年金受給のために、子どもさんがおられますので、再設定と判断いたしまして、許可相当と思いました。

○議長（寺田誠一君） はい、すべて担当委員の説明が終わりました。このほか、何かご質問、ご意見、ございませんか。

（なしの声）

○議長（寺田誠一君） 異議がない方は挙手をお願いします。

（全員 挙手）

○議長（寺田誠一君） ありがとうございます。

農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請について、原案どおり決定することの異議のない方、挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（寺田誠一君） 異議がないものと認め、議第28号は許可することに決定いたします。

次に、議第29号、農地法第5条、農地の転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第29号、農地の転用許可後の事業計画変更承認申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の事業計画変更承認申請について意見決定するものとする。平成23年5月31日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1番、申請物件が、岱明町の田327㎡で、この物件は平成22年5月に駐車場として転用申請がされ、6月に転用許可済みの物件ですが、許可後、計画者の事情により介護施設を建てられ、今回、施設拡張として事業計画すべきと承認申請をされるものでございます。

以上です。

○議長（寺田誠一君） はい、今のは、私がちょっと議事進行がまずかったんですけど、この案件と次に出てまいります議案31号の1番とは、いろいろと関連がございますので、これを抜粋して、議案第31号の1番を抜粋して、この関連と一緒にご説明した方が。

この件についてをですね、ちょっと事前に調査いたしましたところ、いろいろ問題が発足しておるようでございますので、まずもってこの説明を地元委員から、従来のこの許可があった背景と、今回、なぜこういうふうな状態になったのか、既に事務局として、この案件につきまして事前調査を行ってまいりましたけれど、本人から出てまいりました始末書との整合性が必ずしも一致してないというふうな問題があるようでございますので、そのへんについて地元委員さんからの見解をまずお聞きをして決定してもらいたいと思いますので、原口委員さん、よろしくお願ひします。

○20番（原口邦弘君） これは岱明町陸合の物件です。駐車場、介護施設の拡張になっておまして、これは建屋の拡張になります。それで、報告書が上がってきていますので、これを読み上げます。承認申請に至るまでの経緯、平成22年5月10日、農地法第5条の申請により申請があり、申請前から施設を建設してほしいとの話は出ていたが、今の施設を改築、改造して、そのまま利用し、その後は駐車場としての利用計画であった。平成22年6月21日、転用許可が下りる。22年7月、転用許可も売買契約後にこの施設、以前はキムチ製造所及び従業員の宿舎を改築して使用していたが、施設入居待機者が増え、全ての入居待機者に対応できず施設の解消と建設することを計画をしました。そこで、居宅部分に施設を建てる案に転用許可の土地も利用して、施設を拡張する案が浮上しました。交流施設については、それまでの会議室を利用し、使用してきました団体、音楽の会、俳句の会、民生委員から、会議場及び交流場所の要望がございました。平成22年8月末に、現在の施設案に決定する。これは事務局事務ということであります。22年11月末に施行して着工いたしました。そして、23年4月11日に竣工しております。当初計画があった駐車場はどうなったかということに関しまして、新施設の建設に伴い、施設員増加分6名分と、新施設入居者20人の家族の駐車場については、来年、南側、これはもう前も、申請があつています駐車場を利用するというようございまして。新施設、介護付有料老人ホームは現在、玉名市の地域密着型特定施設入居者、生活介護に登録し、介護保険の対象となっております。定員は20名ということです。これはですね、現地、駐車場、昨年5月の転用申請で出した部分となっております。そこまで伸びてきたわけですね。あまりにこれは違反。農業委員会を軽くみ

ているのではないかと私は思います。すんなりとですね、これを許可を私はしかねます。そこで、皆さんに判断を仰ぎたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（寺田誠一君） はい、ただいま、地元担当委員さんの方から説明もございましたけど、これとの整合性を図るために、本人からの始末書が添付されておりますので、そのへんもお聞きいただいて、ただいまの説明とどう変わってきているのかということをご理解をいただきたいと思います。

○事務局（宮田正文君） — 1番の案件について始末書朗読 —

○議長（寺田誠一君） 過去にこの物件については、2、3回、議案として上がっておりますけど、その都度、始末書が添付されとったんじゃないか。そのへんは事務局は把握しておりませんか。

○事務局（宮田正文君） 去年の5月にこの駐車場が出た時点の前にですね、その前年、21年の8月に、現在、岱明の南側の駐車場ということで転用申請が上がっておりますが、それにつきましては別段、始末書は付いておりませんでした。

○議長（寺田誠一君） 地元委員さんどうですか、何かありましたよね、もうこれは以前。

○20番（原口邦弘君） 私は、記憶はありませんが。南側の駐車場は立ち会っておりますけれども。

○議長（寺田誠一君） 前の委員さんだったですか、何かいろいろこの物件は以前から何やかんや、がたがたしてきたような感じを受ける。

○20番（原口邦弘君） それは、建て増しされるときに、大体何名か同部屋があるでしょう。それを個人部屋を作るということで、変更になったことは聞いております。

○11番（嶋田清人君） ちょっといいですか、今回の駐車場で許可を受けとって、また建築したということは、司法書士あたりも頼んでいつもやってるわけだけんですね、それは知らんはずはなかったと思うとですよ。ましてや、この施設あたりをやってる人は、特にそういう問題は熟知しとると思うとですよ。だけん、それは、さっき原口委員も言われたように、甘く見とるとじゃないのかて、私もそぎゃん思います。

それで、そういう点はもう知つとるはずですよ、そら。知らんはずはなか、そら今までもしてきとるわけだけんですよ。始めてするとなら、そうだったかなて、まあ甘く見てでも許可したっちゃよかですけど、知らんはずはなかて思うとですよ。早う言うと、故意にやつとると、私は思いますけど。

○17番（取本一則君） こういう施設は、補助か何かで建てとるわけですかね。

○議長（寺田誠一君） 今度の場合はそうじゃない。

- 17番（取本一則君） 地元委員が言われるように、やっぱりそこらあたりは、今、言われたように、当然、その代書人とか、そういう個人でこういう申請はしとらんはずだけん、プロがやってるものだと思ってますので、そういうのを知らんはずがないとは思ってるんですけど、これを許可を今度、転用許可申請を認めなかった場合、もう家が実際建ってるんでしょう。どういう取扱いをするかですよ。いっくざせて言うわけにはいかん。家具も中に入っとっとじゃなかつですか。
- 20番（原口邦弘君） 駐車場のところは、半分は使ってない、まだ。だた、さっき言われた市民の交流の場というような形でやとられるだけです。
- 17番（取本一則君） でも、建物はもう全部出来て、もう明日から使おうと思ったら使われるとですよ。そこらあたりが絶対使うことはでけんですばいていうごたる文書が出てくるかどうかですよ。
- 20番（原口邦弘君） 建屋がですね、倉庫も棟続きじゃなかつです。倉庫は一応切れとらんばってん、渡り廊下でですね、その渡り廊下からこっちの駐車場が結局それになる。
- 17番（取本一則君） ということは、確認申請はよかつですか、建築確認申請は。
- 議長（寺田誠一君） だから、建築確認はですたい、既に農地転用が終わってるから転用はできてるから、もうそこでパスしたっじゃなかですかね。ただ、保険が違うのは確かですけど。問題は、駐車場のはずがいつのまに建屋ができてたかということなんです。したがって、今回ここで問題が出てきているのは、これを登記しようとしても、地目が駐車場でそのままであれば、建屋もですね、登記が法務局が認めないということで、いわゆる裏付けの農業委員会の許可を必要としているというのが今回の狙いなんじゃないかと思えます。
- 18番（栗田稔君） そのへんについては、自分もちよつと立ち会ったんです。しかし、よく考えてみると、施設というのは、今必要とされておる施設であつてですね、それを何か自分たちが現地で調査した限りではですね、わかっつてやったような感じも受けるんですよ。自分たちは知らんと、今言われたように、司法書士を通じつてやつとる物件でもあるしですね、そして公が法律を守らにやいかん、そういった防戦の対策ですね、そういったことをやるというような、そしてまた農業委員がですね、これでいいというような判断というのは非常につきにくいと思えます。今言われたように、あとをどうするかというやつを、今度は問題になってくると思えますのでね、そういったところをやっぱり進めてやらんと、担当の人間自体がですね、非常に困るような状態です。
- 議長（寺田誠一君） そうですね。だから、事務局から説明をしていただきますけど、もしもここで許可を不許可と出した場合、今後起こり得る問題点を事務局の見解を

示してください。

○事務局次長（西村則義君） 説明します。ここで不許可となった場合、先ほどから話に出ている登記というのができない状態です。農業委員会の方から原状回復命令を出すかどうかということも一つ考えられると思いますけれども、周辺の農地に迷惑をかけているとか、そういったことがありませんので、そういった要件にも当てはまらないと思います。ここで保留、関与保留として県に進達しない、何か月も進達しないという状態になったならば、農業委員会の申請を取り下げて、県への直接の申請になると思います。そこから先は県の考え次第です。

○17番（取本一則君） 県に直接出すにしても玉名市の農業委員会の意見書は付けるわけでしょう。

○事務局長（永井正治君） 県の方にですね、直接の申請になった場合は、県の方から玉名市の農業委員会の意見を求められると思います。

○10番（坂西孝之君） 今回はそぎゃんしてもらいましょうか。

○17番（取本一則君） よかなら、不許可というともあれだけん、保留にしてですたいね、そしてこれはどうも融資か何かで補助金がもらえるし、どこからか融資、今、銀行などから今ならよかですよていうごたつとのおったけん、ばたばたと食いついて、早う建てんとでけんけんが、融資が切るって言うけん、ばって、わかっとなってから建てたて思うとですよ、融資もらうため。だけん、これは建てたばってん、中にいつまでも入らんならですよ、建てたままで今度は金ば返していかつきなんけん、困らすとは困らすとです。だけん、そこらあたりはちょっと困らしてよかって。そらやっぱり1回か2回ぐらいの農業委員会のあれをですね、保留で流しとったっちゃですね、最終的に県から意見を求められたとき。

○事務局次長（西村則義君） 今、先ほど事務局の局長、担当から説明がありましたけどですね、いろいろ調査をしている中で、つじつまが合わないところが少しずつ出てきました。そういったところをもう少し調査をせんといかんというようなところで、保留になる理由にはそれはなると思います。ただ、何か月も保留して、県に直接申請してもらおうかどうか、そういったことはなかなか言えんだろうと思います。

○17番（取本一則君） だけん、もうちょっと申請の中身がわからんけんということで、もうちょっと聞き取り期間をですね、もう一回、そういうことで是非。

○事務局次長（西村則義君） 今回は、先ほど私も言いましたけど、つじつまが合わないというようなところが出てきたので、そういったのを調査せんと言議ができないというようなところで、理由にはなると思います。だた、それは何か月もの理由にはならんと思います。

○議長（寺田誠一君） だからですたい、あとは県に直接行ってもらって、県の判断を

仰ぐということで。

- 事務局長（永井正治君） 農業委員会としては、そういった状態にならないように努力しなければならないと思います。
- 18番（栗田稔君） そういった例があればですね、例えば小屋を建てて、2階の方を住宅にするということも十分許可せにゃいかんというふうな形になっとじゃなかですか。農家の倉庫、例えばですよ、大きく建てる、2階を住居に使うというような、後での始末書出したら、すぐ造った後に出して申請したら、なら通過すると、農業委員会は一緒じゃなかつかなあと思うとですよ。
- 事務局次長（西村則義君） 倉庫を造ってですね、宅地にして、その後に上の方に住まいを造る、そういったのはもう農地じゃありませんので、農業委員会とは関係ないと思います。
- 18番（栗田稔君） いやいや、住宅にするのであればですね。問題は駐車場だった所に建てとるけんいかん。
- 事務局次長（西村則義君） だから、先ほども言いましたように、保留とかですね、そういったことになっても、農業委員さんの審査があるけんですね、それはもう農業委員さんの審査ということでいいんですけども、それにはそのまた保留の理由がいます。
- 28番（松村毅一君） ちょっといいですか。第1種農地に農業倉庫が建てられるわけですね。その中に今度は申請はそういう農業倉庫として、建てた後は2階は住まいだということになった場合はどがんなっとですか。
- 事務局次長（西村則義君） そこはまた資料がいますね。
- 28番（松村毅一君） この申請物件とあんまり変わらないと思うばってん。
- 事務局次長（西村則義君） まあそういったときに周辺の農地なんかに影響を及ぼすとか、そういった場合は原状回復命令とか、そういった事態になると思います。
- 28番（松村毅一君） 側には迷惑はかけん程度のその2階を造って、住まいを。
- 事務局次長（西村則義君） 今言いよんなはるとは、1種農地で転用申請、転用許可が下りてないということですよ。そういった所に家を建てられるということは、転用違反です。
- 議長（寺田誠一君） このことばかり時間を費やすわけにはいきませんが、お諮りいたします。今回は一応これで保留をして、その間、県とのですね、この結果どういふふうな処理の仕方をした方が一番、本人に対しても反省をするような立場上、出さなきゃいかんと思うんです。かといって、これを法律的に見て、別に違反にならないやつをいつまでも保留にするわけにもいかないということで、これをもう少し、この事務局と県とのですね、調整をもう少し詰めてもらって、次回、その結

果についてご報告を受けて決したいと思えますけど、いかがでしょうか。

(はいの声)

○議長（寺田誠一君） はい。それではそういうことにさせていただきます。

それでは、ただいまの説明のとおり農地法第5条、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、ただいま私の方からご提案いたしましたように、1カ月を保留にして、その間、関係機関と調整をした後に、再度来月にこの案件について協議をするということで処したいと思えますけど、よろしゅうございますか。

(はいの声)

○議長（寺田誠一君） はい。それでは、農地法第5条、農地転用許可後の事業計画変更承認については、ただいま申しあげましたことについて異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長（寺田誠一君） はい。異議がないものと認め、議第29号は保留案件と意見決定することに決定いたしました。

次に、議第30号、農地法第4条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 次のページをお願いします。

議第30号、農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成23年5月31日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1番、申請物件が築地の畑110㎡他計2筆890㎡で、転用目的が19台分の有料駐車場の申請です。農地区分は都市計画法に規定する用途区域外の農地で、第3種農地と判断しております。

2番、これは平成23年5月20日申請取下げがっております。

3番、申請物件は築地の田63㎡他計2筆258㎡で、転用目的は3戸の賃貸住宅です。農地区分は住宅が関連する地域に隣接する区域内に建設する農地で第2種農地に該当し、申請する土地意外に代替地がないものと判断しております。

以上2件、1,148㎡をご提案申し上げております。申請内容を農地転用許可基準のすべての土地の項目ごとに適合するか否かを審査しました結果、いずれも不都合がないものと判断し、ご提案いたしております。地元農業委員さん同道の上現地調査を行っておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（寺田誠一君） ただいま説明が終わりました。受付番号1番より、順次、地元担当委員からの説明をお願いいたします。

1 番、お願いします。

○3 番（西川英文君） 1 番と 3 番を続けて説明いたします。

まず 1 番でございますけれども、今説明ありましたように、これは自宅の敷地と接する農地ですね。自宅の隣ということですが、に農地がありますけれども、それを有料駐車場として転用したいということです。近くに市営住宅の団地が何十戸あります。市営住宅に駐車場が当初予定されておりませんので、路上駐車とかですね、入っている人が駐車場の確保に困るということで、ここは築山小学校の真横です。だから、有料駐車場を造りたいということだったんだろうと思います。それで、現地を視察、確認しましたけれども、全部自分の敷地内でございますしですね、別段、ほかに迷惑がかかるような農地でもないし、碎石を敷いて、あとは自然浸透と、雨水が自然浸透ということでございますので、許可相当と判断いたしました。

それから、3 番でございます。これは後でございますね、5 条の 1 4 番と関連するんですが、一応 3 戸、これもまた自宅と接する宅地内の部分と農地の部分に、この賃貸住宅がまたがって建てられるということで、その農地の部分の転用でございます。周辺が全部自分の宅地と農地でございますので、別段ほかに迷惑がかかるようなところじゃございませんし、また 5 条の 1 4 番で詳しく説明しますが、かなり道路が長く、占用道路が必要となりますので、そういった道路指定とか等、いろいろありますので、その道路に沿って側溝も造るし、また公共下水道を利用するというので、何ら問題はないと判断いたしました。

以上です。

○議長（寺田誠一君） はい。ただいま、1 番と 3 番の説明がありました。それぞれ説明が終わりましたが、この件について、ご質問、ご意見、ございませんか。

（なしの声）

○議長（寺田誠一君） ないようでございますので、農地法第 4 条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（寺田誠一君） ありがとうございます。

異議がないものと認め、議第 30 号は許可相当と意見決定いたします。ただし、ただいま地元担当委員からお話になりました 3 番のこの件については、今まで私たちは始めてこういうふうなケースでございますので、5 条の 1 4 番の説明のときに、図解でこういう風にしてあたっていただきたいというふうな具体例をしていただきますので、直接聞きはしませんけど、やっぱりこういうふうなケースもあるんだなということを一応勉強していただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願

ます。

それでは、次に議第31号、農地法第5条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第31号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成23年5月31日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1番、申請物件が山田の畑608㎡で、転用目的が乳幼児30名の入所予定の保育所の建設及び進入路です。農地区分は都市計画法の規定する用途区域内の農地で第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が立願寺の畑55㎡で、転用目的は自動車整備士である申請人が客の車を預かるための2台分の駐車場の申請です。農地区分は都市計画法の規定する用途区域内の農地で第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が松木の畑62㎡で、転用目的が隣接するアパート入居者の3台分の駐車場です。農地区分は都市計画法に規定する用途区域内の農地で第3種農地と判断しております。

次のページをお願いします。

4番、申請物件が松木の田380㎡他計2筆819㎡で、転用目的が個人住宅と熊日新聞の販売センターとしての事務所の建設でございます。農地区分は都市計画法に規定する用途区域内の農地で第3種農地と判断しております。

5番、申請物件が大倉の畑495㎡で、転用目的が個人住宅の建設及び進入路で、農地区分は都市計画法に規定する用途区域内の農地で第3種農地と判断しております。

6番は、前に記載してあります通り、平成23年5月26日、申請取下げがなされております。

7番、申請物件が立願寺の畑188㎡で、転用目的が倉庫兼車庫の建設です。申請人の自宅に接した土地で、農地区分は都市計画法に規定する用途区域内の農地で第3種農地と判断しております。

8番、申請物件が箱谷の田514㎡で、転用目的が山砂採取です。中山間地に存在する農地で第2種農地と判断しております。

9番、申請物件が岱明町の畑211㎡で、転用目的は個人住宅の建設です。農地区分は都市計画法に規定する用途区域内の農地で第3種農地と判断しております。

10番、申請物件が岱明町の畑334㎡で、転用目的は個人住宅の建設です。農地区分は都市計画法に規定する用途区域内の農地で第3種農地と判断しております。

11番、これは姉妹間での賃貸借で、申請物件が岱明町の畑498㎡で、転用目

的は個人住宅の建設です。農地区分は住宅の連関する地域に隣接する区域内に存在する農地で第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

次のページをお願いします。

12番、申請物件が岱明町の田340㎡で、転用目的は宅地拡張です。農地区分は住宅の連関する地域に隣接する区域内に存在する農地で第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

13番、これは親子間での使用貸借で、申請物件が横島町の畑542㎡で、転用目的は農家住宅で、老朽化のために建て替えられるものです。農地区分は横島総合支所から400m以内に存在する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

14番、これも親子間での使用貸借で、申請物件が築地の田30㎡他計566㎡で、転用目的は個人住宅の建設と進入道路です。農地区分は住宅の連関する地域に隣接する区域内に存在する農地で第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

15番、申請物件が天水町の畑499㎡、転用目的は個人住宅の建設です。農地区分は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ということで、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可でございますけれども、申請にかかる土地の周辺地域において居住するものの日常生活に必要な施設で、集落に接続して設置されるものということで、例外的に許可可能であります。それから、農振の農用地区域外でございますが、現在、広告縦覧中でございます。

以上14件、5,731㎡をご提案申し上げております。

申請内容を農地転用許可基準のすべての項目ごとに適合するか否かを審査しました結果、いずれも不都合がないものと判断しましたので、ご提案申し上げております。地元委員さんと同道で現地調査を行っておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（寺田誠一君） ただいま事務局より説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願いいたします。

まず、1番、2番、3番、4番、7番、担当委員が一緒でございますので、5番を除いて7番まで説明をお願いいたします。

○3番（西川英文君） 1番から、順次説明いたします。

1番はですね、保育園をされておりますけれども、あそこが保育園のすぐ道路下の方にあります農地を、今度、乳幼児の保育所として農地転用したいということで、確認に行きました。現場は住宅地の中にある、もう囲まれた農地でございます、

ちょっと道路から低いところになりますので、50cmぐらい盛り土をして造成するということです。近くに公共下水が通っておりますので、それを利用したいということで、30名程度の乳幼児を保育する場所を造りたいということです。現場を見た限りでは、別に周囲に迷惑はかからないしですね、許可相当と判断いたしました。

それから、2番ですね、これは同じ山田のすぐ横で、場所は立願寺になっておりますけれども、本人は荒尾の方の車の整備工場に出て行って、その団地の中のお客さんの車を預かって、車検をするわけですね。その場合の駐車場がないということで、この場所の55㎡の道路の横の農地を転用したいということだそうです。すぐ近くに警察の官舎がありますので、被害もないんじゃないかなろうかというような話でございますので、現場を見て、許可相当と判断いたしました。

それから、3番です。これは松木にありまして、現在、2階建てのアパート4戸が入居中ですけれども、ただし1戸当たり駐車場台数が少ないと、場所が少ないということで、すぐ隣接の土地を62㎡、これを転用して、その入っている方の駐車場にしたいということでございます。ここももうそのままの状態です使えるような場所でございますので、もう別段問題はないと判断いたしました。

次、開けてもらいまして、4番です。これも松木でございますけれども、ちょっと面積が広うございまして、熊日販売センターをここに造りたいと、それと併せて自分たちの住宅も造りたいということで、熊日配送でございますので、バイクが20台ぐらいと、また自分たちの方にはお客さんも含めて、車が5、6台入るぐらいの駐車場を造りたいということです。ここはもう早く農地転用して、そうした住宅にするようなことで造られた土地でございますので、別段周辺に迷惑がかかるようなところではございませんし、許可相当と判断いたしました。

それから、7番です。これは立願寺のですね、秩父神社の裏手の方の高台にありますけれども、そこが一番奥に行ったところにある個人住宅の横の土地を駐車場と倉庫にしたいということで、現地確認した結果、非常に場所は悪いところですが、まあそこしか土地がないんでしょう。そこに造るということでですね、現在、そこはもう行き止まりのような状態の農地です。だから、その家の方が使わなければ、誰も使うような土地じゃないしですね、許可相当と判断いたしました。

以上です。

○議長（寺田誠一君） 次、5番、お願いします。

○12番（本田多美子君） この譲受人は、借家住まいで1戸建ての住宅の建設を希望されています。申請地はこの方たちの借家から近くて、国道から少し入っているため、静かな環境でとても良いということで、この土地を選定されております。給水方法は井戸を掘り、給水管につなげ、排水方法は合併浄化槽を設置し、浸透升に浸

透させる。雨水も浸透弁を設置し、浸透させるということです。申請地は、造成の必要はなく、整地のみでよいため、土砂の流出等の悪影響はありません。また、隣接する農地は、先ほど議第27号の11番で承認されました土地で、隣接する農地はすべてこの申請人の妻が借りて農業を営む予定ですので、近隣農家への悪影響というのはまったくありません。

以上、現地を検討した結果、許可相当と判断いたしました。

○議長（寺田誠一君） はい、次8番、お願いします。

○16番（河野征史君） 申請書の方は、山砂採取で書いてありますけれども、これが20年ぐらい前に、いっちょ前の業者さんがこの田んぼの漏れがあったそうです。それで、改めてまた今度の業者さんがお願いしますということでございます。また、その田んぼに対しては、竹藪の中に杉の30年ぐらいのスギが植わっておりますし、何も田んぼに影響するような土地ではございません。それで、許可相当と判断いたしました。

○議長（寺田誠一君） はい、次9番、10番、関連がございますので続けてお願いします。

○23番（木村 勝君） 9番、10番についてご説明いたします。両件とも専大玉名高校近くの住宅地でございます。9番、10番とも計画者はアパート住まいでございます。本件土地を売買取得することで、自己の専用住宅を建設することでございます。給排水等も公共施設を利用し、造成地は周囲を必要最小限の擁壁で囲み土砂の流出、たい積、崩壊へ対応し、完成後は近隣に迷惑を及ぼすことは特になしでございます。

以上、説明を終わります。

○議長（寺田誠一君） はい、次11番、飛んで12番、続けていいですけど、12番についてはいろいろコメントがありますので、そのへんは確認してご説明をしていただきたいと思います。

○20番（原口邦弘君） 11番の説明をいたします。貸人、借人とも、姉妹です。申請者は現在、母親の家に同居しておりますけれども、老朽化のために、また子どもも成長してきましたので。現地は市道に面しており、上下水道も通っております。雨水は公共水道を使用し、下水道管に排します。周囲はコンクリートブロックを構築し、周辺に流出しないようにいたしますということで、許可相当と認めます。

以上です。

○議長（寺田誠一君） はい、次13番、お願いします。

○26番（松下善伸君） これは貸人と借人は親子であり、現在の住まいは老朽化が激しく、今回農家住宅を新築するものです。申請人は事務局とともに現地確認を行い

ましたが、現況の住宅とは道路を挟んだ向かいにあり、雑排水は集落排水に、下水は排水口に流す、また東側の隣接地対策としては側溝を使用するとのことですので、何ら問題なく許可相当と思います。

○議長（寺田誠一君） はい、今度は14番ですが、ちょっとこの図解に手間取っておりますので、15番から先をお願いします。

○36番（藤川賢一君） さっき事務局の方から説明がありましたとおりでございます。住所がですね、受人の方の住所が八女市に今はなっておりますけれども、それと売り渡しが天水になっております。この場所といいますのは、皆様赤仁田とどこがありますね、広域道路の先の集落です。眺めのよかところですね、いつもいつも天水に来て草枕温泉に入ってですね、いろいろな人とも話をして、眺めがよかということで天水にというようなあれをもっておられたそうです。そして、たまたま天水の赤仁田の人がおられましたので、その人といろいろ会話する中、老後のことなんか、いろいろ話し合う中でですね、場所をここに設定されたわけです。この場所が集落のちょっと下ですけども、今、隣接する家が2軒建ってるのがあって、とにかく九州の4県見えるわけです。長崎と佐賀、福岡、4県見ゆつとですね。私たちも行ってですね、ああよかところなていう、ちょっとうらやましかごたる感じになったところでした。それでですね、水はもうすぐ隣接に家があるということで、その市の水道を使うということと、排水はすぐですね、合併浄化槽を造って、それをすぐ下の隣接して流れよるところに流すということです。問題ないと思います。

○議長（寺田誠一君） はい、順番が逆となりましたけど、14番もいろいろと複雑で勉強する機会をもてたらどうかということで図を書いておりますので、いわゆる今までのちょっと特殊な例の一つだろうと思いますので、西川委員から説明をお願いします。

○3番（西川英文君） 立って、黒板の前で説明します。これは使用貸人と使用借人は親子です。宅地で書いてありますけど、ここが親の土地ですね、家、そして今度建てる息子さんがここです。ここをバイパスが通っています。今度のバイパスがですね、すぐ近くを。それで、ここがですね、大体この土地はお父さんの土地なんですよ。この方の土地なんです、全部がですね。それで、この市道からですね、道路で建築基準法といいますか、あれで造ってくるわけですけども、この場合、都市計画法で35メートル入ったところに1カ所、Uターン場所を造らなんそうです。それができないとですね、さらに伸びたところに来てますけれども、奥の方に今度12m幅の駐車場というかUターン場所を造らなんということです。かなり12mばかりといいますと、面積なかなりの的に広いですね。土地の高いところですけど。これを道路維持指定ということでですね、特別にもう都市計画法で道路維持の規定を

してですね、申請をするということで、かなりの金がかかったと、本人は言っております。ここに市道に公共下水道が通っておりますので、これを利用したいということで、こちらの嵩上げしてですね、奥の方に流すということで、この距離がかなり長いわけですよ。だから、こういったことが初めての皆さん経験だろうと思えますしですね、一つ参考のためにということで、図を書いてしまったけれども、だからこの方は全部周囲が自分の父の土地ですので、別段迷惑はかからないし、全部これに側溝を敷きますのでですね、雨水なんかこれを流して、その方の下水道に流すということで、これはちょっとやっぱり違う所を買って建てたらよかったと本人は言っております。かなり金がかかったみたいですよ。ですけども、まあそういったことですね、別段このケースは何も問題はありませぬので、許可相当と思えますけれども、こういった形でございますので、ちょっと説明が説明になりませぬでしたけれども、こういうことです。

○議長（寺田誠一君） 14番については西川委員がただいま説明をしておりましたけど、何が大変だったのかということが土地を分筆する費用がですね、家一軒分かったと、せんばよかったというふうなこともおっしゃっておられます。かなり費用がかかっているだろうと思えますし、どうもバックはかなりやっぱり相当の敷地ですから、そこで折り合いがつくんだらうなあとは私は理解しています。もう一つは、環境はぴかいちだと。何でこの天水にもという話でございましたけれど、玉名市が合併いたしまして、都市計画の指定の見直しを何回かやられて、そのときに住民アンケートを取ってみますと、横島とか天水とか、そういうふうなところは都市計画の用途区分の指定はしないというふうな反対があるそうです。したがって、ここに何とかしないと、うちの農振とか、あるいは農地法の分野のですね、無法地帯になるから、何とか住民意識を高めていくためにも、それで役場周辺においてそういうふうなことをしたらどうかということも私も大分提案しましたが、住民の方々が反対だから、なかなかできません。ということになりますと、今おっしゃるように、今度築地のような敷地を持つとって、なかなか花を咲かせることができないということになるわけでございますので、そのへんは住民のですね、ただ自分の用地を得だけでなく、もう少し広い視野に立って、そういうふうな良いところがあれば、確かにそれを活用されたらどうかと思います。私もかねがね、あの高台に上がりますとですね、いわゆる九州4県が見えて非常に良いところだと、ただしここは台風常襲地帯でもあるから、良いことだけではないんだよと思って見ております。

○17番（取本一則君） 14番ですよ。本人さんなり、賃貸住宅が4条で出とるじゃないですか。あれはどこですか。

○3番（西川英文君） それはですね、賃貸住宅を造るからですね、要するに、これに

全部またがってくるわけですよ。だから、ここにせんとできんということです。手前の土地はそういった賃貸住宅のために、をするために。

- 17番（取本一則君） 賃貸住宅は道路を挟んで両脇にできるんですか。
- 3番（西川英文君） 3棟造る予定です。
- 17番（取本一則君） そうすると、息子さんの家が4、5、6が個人住宅と進入路の地番がそこに入っとつとつですよ、中に。
- 3番（西川英文君） 入っとるです。
- 17番（取本一則君） お父さんの、ずっと4mの市道の方まで入ってきとつとつですか。
- 3番（西川英文君） そうです。入口のところまで本人の土地です。
- 17番（取本一則君） この4、5、6が、息子さんの土地。
- 3番（西川英文君） 息子さんの土地じゃなくて、お父さんの土地です。
- 17番（取本一則君） 20㎡と242と294があるでしょ。これは賃貸住宅が話の出で、そこらあたり、息子が一緒に造りなはったつですよ、そら。息子が造ったけんじゃなくて、住宅のあれで区画整理みたいになって、道路造ってからつくつとんなはるけん、一番右の方から息子さんの家ば、道路ばぼおつと造るなら。
- 3番（西川英文君） まっすぐ4m道路ば先さん延長してですね。
- 17番（取本一則君） 来とるとでしよう、あの4mの下の方が。
- 3番（西川英文君） なかつですよ。そこが前の小さな田舎道だけん、井戸なんですよ。だから、できないわけですよ、この家があるからですね。
- 17番（取本一則君） そら、やっぱり、登記にそうなかかつとるですよ。今は全筆測量せなんけんですね。だけん、隣の家から先隣の家まで行くわけたい。俺げえじやなかって言わすとしゃが大事たい。そら家1軒どまかか。だけん、そういうのば知らんで代書人とかそこらあたりに頼んでやるとその人たちの喜んでしてやる。
- 議長（寺田誠一君） よその県から出てきた業者ですけど、それでもやっぱり相当な費用でしたということでした。そういうことがあったものですから、今日、別にそんな問題じゃなかったんですけど、皆さん方ですね、こういうふうなパターンがあるんだよということを知っていただくために時間を執って極力ご説明いただきました。

一応、長時間にわたりましたが、せつかくの機会でございますので、この時間を設けさせていただきました。

それで、代表委員の説明が終わりましたので、この他ご意見、ご質問ございませんか。

(なしの声)

○議長（寺田誠一君） ほかにご意見がないようですので、採決に移りたいと思います。
農地法第5条、農地の転用許可申請について、提案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（寺田誠一君） はい、ありがとうございました。
異議がないものと認め、議第31号は許可相当と意見決定することに決しました。
次に、議第32号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第32号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、平成23年度農用地利用集積計画（案）による利用権の設定等について、次のとおり意見決定するものとする。平成23年5月31日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

別紙、農用地利用集積計画（案）のとおり、玉名市長より意見を求められております。21ページから30ページまでの114件の集積でありまして、利用権設定が113件の33万4,853㎡、利用権転貸1件、4,210㎡、合計114件の33万9,063㎡の集積でございます。

（事務局より別紙調査書を個々に説明）

農業経営基盤促進法第18条第3項の要件を満たしているものと考え、ご提案申し上げます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（寺田誠一君） はい。ただいま事務局からの説明が終わりました。その他この件について、あるいはご質問、ご意見ございませんか。

（なしの声）

○議長（寺田誠一君） それでは、ご意見がないということでございますので、農用地利用集積計画の決定について、提案どおり意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（寺田誠一君） はい。異議がないようでございますので、議第32号は意見決定することに決しました。

-----○-----

5. 報 告

○議長（寺田誠一君） 次に、報告第13号から15号まで一括して事務局の説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 31ページをお願いします。報告第13号、農地の賃貸借

及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受領したので報告します。平成23年5月31日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

今回は18件の解約の届出を受領しております。

続きまして、36ページをお願いします。報告第14号、農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。平成23年5月31日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

今回は1件の届出を受領しております。水はけが悪いので、田を約1m程度盛り土して、畑として利用するという届けでございます。

続きまして、37ページをお願いします。報告第15号、許可不要転用届について。下記のとおり許可不要転用届を受領したので報告します。平成23年5月31日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1件の届出を受領しております。申請物件が青木の田313㎡他計2筆614㎡、届出理由が農業用水枯渇対策用水施設で、これは農地法第5条第1項第1号に該当する農業用施設で、熊本県企業局が施行する有明工業用水道事業に起因する農業用水の枯渇対策として利用水域を設置するための用地です。

以上、報告を終わります。

○議長（寺田誠一君） はい、事務局より報告が終わりました。これについてのご質問、ご意見ございませんか。

（なしの声）

○議長（寺田誠一君） では、ないようですので、本日予定しておりました議案審議と報告を終わります。この後まだその他がございますけど、総会はここで閉めさせていただきます。

-----○-----

6. 閉 会

○議長（寺田誠一君） 慎重なるご審議、誠にありがとうございました。

これをもちまして、農業委員会総会を閉会いたします。

-----○-----

閉 会 午後3時37分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成23年5月31日

玉名市農業委員会会長

農 業 委 員

農 業 委 員